

全日本実業団剣道連盟規約

第一章 総 則

第四章 (会議の区分)

第一条 本連盟は全日本実業団剣道連盟と称する。

第一七条 本連盟の会議は会員総会及び理事会とする。

第二条 (目的) 本連盟は、剣道を通じて産業人の人格と、体位の向上、及び相互の親睦を計り、もつてわが国の産業振興に寄与することを目的とする。

第一八条 会員総会は本連盟の最高議決機関であつて年一回会長これを召集する。但し必要がある場合会長は臨時にこれを召集することができる。

第三条 (所在地) 本連盟の所在地は、東京都十代田区有楽町一丁目九番地第一生命館内とする。

第一九条 会員総会は左の権限を有する。

第四条 (事業) 本連盟はその目的達成のため左の事業を行う。

1 理事、監事を選出すること。

2 会務の報告をうけること。

3 決算を承認すること。

4 会費その他会員の負担を決定すること。

5 本連盟規約の改廃を議決すること。

3 その他必要と認められた事項

第二章 会 員

(会員総会の権限)

第二〇条 会員総会の成立には会員過半数の出席を必要とする。但し他の出席する会員に委任するときは出席とみなす。会員総会の決議は出席者の多数決による。

第五条 (資格) 本連盟の会員は、企業又は企業の事業所等とする。

(理事会)

第二一条 理事会は本規約に定めたる権限を行う他、会務の運営につき協議する。

第六条 (名誉会員) 理事会の決議により本連盟に貢献ありたる団体又は個人並に斯道の権威者を名誉会員として遇することができる。

(理事会の構成及び議決)

第二二条 会長、副会長は理事会の構成員として議事に参加する。理事会の議決については第一八条の規定を準用する。

(入 会)

第七条 前条の資格を有するものが入会せんとするときは、理事会の承認を得ることを要する。

(役員外の会議出席)

第二三条 理事長が必要と認められた場合は、役員以外の関係者を理事会に出席せしめ、出席理事の承認を得て意見を述べさせることができる。

(会員の権利)

第八条 会員は会員総会に出席して、議事に参加することができる。

(役員外の会議出席)

第二三条 理事長が必要と認められた場合は、役員以外の関係者を理事会に出席せしめ、出席理事の承認を得て意見を述べさせることができる。

第三章 役 員

第五章 経 理

(役員)

第九条 本連盟に左の役員をおき名誉職とする。

(収入)

第二四条 本連盟の経費は入会金、会費、寄附金及びその他の収入をもつてこれにあてる。

会長 一名 副会長 若干名

顧問 若干名 参 与 若干名

理事長 一名 理事 若干名

監事 若干名 幹事 若干名

(会長、副会長)

第一〇条 会長は本連盟を統理する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

(会計年度)

第二五条 本連盟の会計年度は毎年四月一日に始まり三月三十一日に終る。

(顧問、参与)

会長、副会長は理事会で推挙する。

(組織及び権限)

第二六条 本連盟の加盟団体は理事会の承認を得て、別項に定める地域連盟を組織し、本連盟規約第四号第一号に掲げる地域別実業団剣道大会を行うことができる。

第一一条

顧問は本連盟の最高諮問機関とし、参与は重要事項につき会長の諮問に応ずる。

第一二条

顧問、参与は理事会の推挙により、会長これを委嘱する。

(理事長)

理事長は会務一般を主宰する。

(理事)

理事は理事会を組織し会務を遂行する。

(監 事)

監事は本連盟の経理を監査する。

(幹 事)

幹事は理事長の指名により会長これを選任する。幹事は理事長を輔けて会務の運営にあたる。

(任期)

各役員は任期は次回の定時会員総会までとする。但し再任をさまたげない。

第一六条

補欠役員は前任者の残任期間とする。

第一七条

本連盟規約の改廃は理事会の提案にもとずき会員総会において決定する。

第一八条

本連盟規約の改廃は理事会の提案にもとずき会員総会において決定する。

第一九条

会員は会費の納入を怠り、又は会員たるの名誉を毀損したる場合は、理事会の決議により会員の資格を失う。

第二〇条

前項の決議は次回の会員総会に附議して承認を求めねばならない。

第二一条

本連盟規約の改廃は理事会の提案にもとずき会員総会において決定する。

第二二条

本連盟規約の改廃は理事会の提案にもとずき会員総会において決定する。

第二三条

本連盟規約の改廃は理事会の提案にもとずき会員総会において決定する。

第二四条

本連盟規約の改廃は理事会の提案にもとずき会員総会において決定する。

第二五条

本連盟規約の改廃は理事会の提案にもとずき会員総会において決定する。

第二六条

本連盟規約の改廃は理事会の提案にもとずき会員総会において決定する。

第二七条

本連盟規約の改廃は理事会の提案にもとずき会員総会において決定する。

第二八条

本連盟規約の改廃は理事会の提案にもとずき会員総会において決定する。

第二九条

本連盟規約の改廃は理事会の提案にもとずき会員総会において決定する。

第三〇条

本連盟規約の改廃は理事会の提案にもとずき会員総会において決定する。